

第46回加古川まつり花火大会

露店出店者募集要項

平成29年6月

加古川まつり実行委員会

加古川まつり実行委員会は、来る8月6日の「加古川まつり花火大会」の実施に向けて、諸準備を整えているところです。また、花火大会の観覧者の皆様にお楽しみいただき、夏の風物詩ともいえる露店の賑わいが安全に演出できますよう、露店出店ブースを花火大会会場である加古川河川敷緑地で予定しております。

つきましては、下記により露店出店者を募集いたします。出店を希望される方は、この募集要項をご精読いただき、内容をご了承のうえお申込みください。

なお、露店の出店につきましては実行委員会の指示に従い、適切かつ安全な大会運営にご協力ください。

◇第46回加古川まつり花火大会 開催概要

- ◆開催日時 平成29年 8月 6日（日） 19:30～20:30 ※荒天中止
- ◆会 場 加古川河川敷緑地
- ◆花火の規模 約5,000発
- ◆人出予想 約9万人
- ◆主 催 加古川まつり実行委員会、加古川市

◇出店募集について

- (1) 出店時間 平成29年 8月 6日（日） 16:00～22:00
※当日は16:00までに
出店準備を終え、22:30まで露店の灯りを消さないでください。
- (2) 出店場所 加古川河川敷緑地内
加古川まつり実行委員会(以下「主催者」とする。)が指定する露店出店エリア内の区画(一般公募)
- (3) 募集店舗数 加古川左岸河川敷 200店舗、 加古川右岸河川敷 10店舗
- (4) 出店区画 間口 3.6m × 奥行 3.6m
- (5) 出店料 無 料

- (6) 付帯設備 テント、給水施設、集塵施設、電気施設、吊看板、机、イス、ゴミ箱(必須)等の出店に必要な物品等の主催者による貸し出しはありませんので各自でご用意ください
- (7) 申込資格
- ・平成29年4月1日以降に、引き続き兵庫県内に住民票を有する個人と、兵庫県内に事業所を有する法人に限る
 - ※出店申請責任者、及び出店申請責任者以外に従事する者(営業補助者[16歳以上])も兵庫県内に住民票を有する者に限る
 - ・出店申請責任者は、申請時に満20歳以上の者に限る
 - ・加古川まつり花火大会開催趣旨に賛同し、募集要項、誓約事項を遵守できる者
 - ・調理販売、食品販売等では、兵庫県が発行する加古川市内で営業可能な営業許可証(飲食店営業・菓子製造業・喫茶店営業)が必要となり、出店決定後に必要な露店の営業許可証を提出していただきます
 - ※「臨時出店届」での出店はできません**
 - ※許可申請については各自でおこなってください
 - ・露店の営業許可証は、出店申請責任者が有すること
 - ・兵庫県暴力団排除条例及び加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(加古川市暴力団排除条例)に違反しない者
 - ・兵庫県警察本部の指導により、所轄警察署への出店届出が必要となりますので、出店決定後に出店登録書、誓約書(運転免許証等の顔写真付身分証明書の写しが必要)を提出していただく必要があります
 - ・リサイクル用品の販売は不可とします
 - ・駐車スペースは1ブース1台のみとします ※指定する場所に駐車してください
- (8) 申込上限 **1者(社)につき、1ブースに限る**
- 【注意】** 複数申込みの場合は、すべて無効とします
 但し、申込み多数の場合は、抽選とさせていただきます
 出店位置は抽選にて決定しますので、変更することはできません
 なお、販売品目が隣同士で重複するケースも出ますが、ご了承ください
- (9) 申込方法 第46回加古川まつりホームページの露店出店お申込みページ内にある「花火大会露店出店お申込みフォーム」のみお申込みを受付いたします
 ※郵送、持参等では受付できません
- (10) 申込期間 平成29年6月5日(月)10:00～6月9日(金)17:00まで
- (11) 審査・抽選
 結果発表 平成29年6月16日(金)
 主催者による厳正なる審査・抽選により、出店可否・出店位置を決定します
 抽選結果は、当選者の番号(受付番号)を加古川まつりホームページ上に掲載します
- (12) 出店管理 加古川まつり実行委員会 露店事務局
- (13) その他 出店店舗数が募集店舗数に達しない場合でも、追加募集はいたしません

申込みから出店までのスケジュール

申込準備 質問受付

P.4 参照

**【重要！】申込みをする前に必ず
「第46回加古川まつり花火大会露店出店者募集要項」
を精読してください**

質問受付期間／平成29年6月5日(月)10:00～6月7日(水)19:00まで
※加古川まつりホームページ内のお問い合わせフォームから受付、回答はホームページ内で随時公開します

①出店申込

P.5 参照

申込期間／平成29年6月5日(月)10:00～6月9日(金)17:00まで

加古川まつりホームページ内の出店申込みフォームより必要事項を入力してお申込みください

【注意】

お申込みは出店申込みフォームからのみとなり、その他の受付は不可となります

②審査・抽選 結果発表

P.5 参照

結果発表日／平成29年6月16日(金)

主催者による厳正な審査・抽選により出店可否・出店位置を決定します

抽選結果は、当選者の番号(受付番号)を当ホームページ上に掲載します
当選者には、手続きに必要な書類を郵送いたします

③必要書類の 提出

P.6 参照

提出期日／平成29年6月30日(金) 消印有効

出店登録書、誓約書、住民票(発行1カ月以内)など必要書類を記入、準備し
期日までに指定する場所へ郵送してください

④出店者説明会 出店許可証受取

P.7 参照

出店者説明会／平成29年7月20日(木)14:15～

※出店申請責任者の方は必ず出席してください

出店許可証、駐車許可証など出店に必要な書類をお渡します

平成29年8月6日(日) 第46回加古川まつり花火大会
露店出店 当日

申込みをする前に

申込準備

※「第46回加古川まつり花火大会露店出店者募集要項」
を精読してください

※『臨時出店届』での出店はできません

※募集要項に定める条件及び各規定を確認し、内容を了承したうえでお申込みください

・加古川まつりでの食品の調理・販売には、健康福祉事務所(保健所)の露店の営業許可(許可証の営業区域に加古川市を含む区域、または「兵庫県下一円」と記載されているもの)が必要です。

※兵庫県外で交付されたもの及び、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市で交付されたものは、加古川市での営業は対象外となりますのでご注意ください。

・露店の営業許可をお持ちの方は、営業有効期限、許可内容を確認し、不明な点は加古川健康福祉事務所(保健所)に問い合わせてください。

・露店の営業許可をお持ちでない方は、書類提出の締切日(平成29年6月30日(金))に間に合うよう手続きを行ってください。

・取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限ります。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。

ただし、一部例外もあります。営業許可と取り扱い品目の関係については、加古川健康福祉事務所(保健所)の判断によりますので、事前に加古川健康福祉事務所(保健所)に問い合わせてください。

【例1】アイスクリーム、かき氷、ジュース類の小分け販売については、喫茶店営業(露店)または飲食店営業(露店)の許可証が必要です。

【例2】アルコール飲料を提供する場合は、喫茶店営業(露店)ではなく飲食店営業(露店)の許可が必要です。

<営業許可に関する問い合わせ先>

兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所(保健所)
加古川市加古川町寺家町天神木97-1 加古川総合庁舎3階
電話 / 079-422-0004

※許可申請等に必要な費用は、出店申請責任者で負担してください。

質問受付

質問受付期間 / 平成29年6月5日(月)10:00~6月7日(水)19:00まで

質問方法 / 加古川まつりホームページ内の「露店出店に関するお問い合わせフォーム」から受付
※電話でのお問い合わせには一切お答えいたしません

※過度にわたる電話での質問や回答要請は、出店申請の資格を喪失します。

回答方法 / 加古川まつりホームページ内の「露店出店に関するよくあるご質問」に随時公開します
※個人宛てに返信することはできません

※質問の前に、加古川まつりホームページ内の「露店出店に関するよくあるご質問」をご覧ください

①出店申込

申込期間／平成29年6月5日(月)10:00～6月9日(金)17:00まで

申込方法／加古川まつりホームページ内の出店申込みフォームより必要事項を入力してお申込みください

★応募は、1者(社)につき、1ブースに限る

※出店申請責任者は、花火大会当日の現地責任者とする(変更できません)

※お申込みには1者(社)につき、1メールアドレスが必要です

※1つのメールアドレスからは複数の申込みは出来ません

※住所の入力については、住民票記載の住所を入力してください

※複数申込みの場合、すべて無効とします

※記入漏れや不備のないように入力してください

※お申込み内容に虚偽があると判明した場合は、申込みを無効とします

【重要!】

・出店に関する必要な連絡は、**申込み時にご登録いただいたメールアドレス**に連絡します

・事務局から送信するメールアドレスは、contact@kakogawa-matsuri.com となります

・パソコンからのメールを受信拒否していたり、ドメイン指定での受信拒否をされている場合は届きませんので、@kakogawa-matsuri.com のドメイン指定受信等、**必ず事務局からのメールを受信できる環境を整えてから申込み手続きを**してください

(※メール受信環境の確認は、加古川まつりホームページ露店出店お申し込みページの**メールアドレス受信テストフォーム**で必ずご確認ください。しばらくしてもメールの返信が無い場合は、上記制限がかかっていないかご確認ください)

(※制限の解除については、各端末ご契約の携帯電話会社か店舗等にお問い合わせください)

・申込みが正式に完了すると、**ご登録いただいたメールアドレス宛て**にお申込み内容が自動返信メールにて送信されますので、大事に保管してください

(※自動返信メールには**受付番号**が表示されますので、プリントアウトして保管していただく事をおすすめします)

・事務局からのメールが受信できない事に起因して、出店資格を喪失されても、当事務局では一切責任を負いません

◆応募に際して得られた個人情報は、「加古川まつりにおける出店」以外の目的で使用しません

②審査・抽選結果発表

加古川まつり実行委員会(以下、「主催者」とする)による厳正なる審査・抽選により、出店可否・出店位置を決定します

結果発表日／平成29年6月16日(金)

※審査・抽選は主催者のみで行います

※当選者の番号(受付番号)を加古川まつりホームページ上に掲載しますので、ご確認ください

※審査及び抽選結果内容に対する問い合わせ、異議については一切応じませんので、あらかじめご了承ください

※当落結果のお問い合わせにはお答えできません

※当選者には手続きに必要な書類を普通郵便で郵送いたします

【注意】

当選者に送付する手続きに必要な書類は、お申込み時に入力していただいた

住民票の住所に郵送しますので、居住地に住民票の登録をお願いします

必要書類の再度発行及び再度郵送はいたしませんので、あらかじめご了承ください

③必要書類の提出

提出期限／平成29年6月30日(金) 消印有効

※提出期限までに提出のない場合は、出店取り消しとします

当選者は郵送にて届いた必要書類を記入・署名捺印、準備し期日までに指定される場所へ郵送してください

■提出書類

- ・出店登録書
- ・誓約書
- ・営業補助者登録及び誓約書
- ・食品販売取扱い方法調査書
- ・住民票の原本（発行1カ月以内、**マイナンバーの記載の無いもの**に限る）
※提出いただいた住民票で平成29年4月1日以降県内に居住していることが確認できない場合は、確認できる公的書類等の追加提出をお願いする場合があります。
- ・登記事項証明書の写し（法人の場合のみ・発行3カ月以内）
- ・出店申請責任者が有する露店の営業許可証の写し
（露店の営業許可証が必要な店舗のみ）

【重要】

※出店申請責任者及び営業補助者は他店との兼務不可

【注意】

- ・すべての書類は、黒ボールペンで記入してください
（鉛筆、擦ると文字が消えるボールペンでの記入は不可）
- ・出店申請責任者、営業補助者の身分証明書(写し)を指定箇所に貼付してください

身分証明書／運転免許証(住所を変更されている場合、必ず裏書きのあるもの。裏書きの無い場合は失格となりますのでご注意ください。)

- ・住民基本台帳カード(写真付)
- ・マイナンバーカード(写真が付いた表面のみ)
- ※通知カード(薄緑色)は不可

※運転免許証または住民基本台帳カード(写真付)を所持していない場合は、以下の本人確認書類を提出してください

【いずれか1点提出】

- ①健康保険証(氏名、住所が記載された面の写し)＋顔写真
- ②年金手帳(氏名、住所が記載されたページの写し)＋顔写真
- ③パスポート(氏名、顔写真及び住所が記載されたページの写し)

※住民票(原本)、など指定箇所の枠におさまらない場合は貼付せず
そのまま提出してください

※写真は、タテ4cm × ヨコ3cm 程度

※すべての提出書類は返却いたしません

※提出していただいた書類、個人情報には「加古川まつりにおける出店」以外の目的で使用しません

※住所・氏名・生年月日・有効期限が必ず確認できること

④出店説明会・出店許可証受取り

下記日程で、出店の注意事項等の説明会を行います
出店申請責任者の方は、必ず出席するようお願いいたします
説明会当日に出店許可証など出店に必要な書類をお渡します

日 時／ 平成29年7月20日(木) 14:15～16:15

※受付は13:15～14:15 (時間厳守)

※説明会開始後は、入場できません

場 所／ 加古川市民会館

※会場への入場は、出店申請責任者又は代理人(未成年不可)のどちらか1名に限ります
※受付時に、**説明会参加証**と**本人確認ができる身分証明書(顔写真付)の原本**を提示してください(提示ができない場合は入場できません)

※**代理人が出席される場合**は、**説明会参加証**及び「**代理権限証明書**」の提出、**代理人の本人確認ができる身分証明書(顔写真付)原本**を提示してください(提示ができない場合は入場できません)

※当日**遅刻された場合は欠席とみなし、出店取消し**とします

※時間厳守のため、**ご来場は公共交通機関のご利用**をお願いいたします

※代理人は複数の出店申請責任者の委任を受けることはできません

※出店申請責任者は、他店舗の出店申請責任者の代理人となることはできません

※出店説明会専用の駐車場はありません

※説明会に出席できない場合は、**出店取消し**となります

第46回加古川まつり花火大会 露店出店者募集要項

1. 基本事項

- (1) 加古川まつり花火大会を訪れるすべての来場者等に心より楽しんでいただくため、安全衛生及びサービス・モラルなどについて、徹底するよう心掛けてください。
- (2) 出店条件や規約等を逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。これに従わない店舗は、店舗営業中であっても即時退店・閉店の措置をとる場合があります。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。さらに翌年以降の出店及び、営業補助者としても登録を認めません。

2. 出店・販売について

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為は厳禁、また、産地偽装や来場者が誤解を招くような商品を扱わないでください。
- (2) 未成年者へアルコール類の販売は行わないでください。
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によっては出店中止の措置をとります。
＜例＞危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等
- (4) 出店申請責任者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定をしてください。必ず価格表示を行ってください。
- (5) 試食・試飲の提供は行わないでください。
- (6) 調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分気をつけてください。
- (7) 移動販売車による販売は認めません。
- (8) その他、主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合があります。

3. 出店応募について

- (1) 1申請者（社）につき1ブースのみの申請とします。複数の申込みをした場合は、そのすべてを無効とします。又、お申込みには1申請者（社）につき1メールアドレスが必要です。
※1つのメールアドレスからは複数の申込みは出来ません。
- (2) 出店申請責任者、営業補助者すべてが平成29年4月1日以降引き続き、兵庫県内に住民票を有する個人と、兵庫県内に事業所を有する法人に限ります。
- (3) 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容などに関して事前に加古川健康福祉事務所（保健所）に問い合わせ、確認をお願いします。
- (4) 販売品目は最大3品まで。申込完了後の販売品目の変更・追加は認めません。
なお、複数品目の販売を行う場合は、それぞれの販売品目に必要な露店の営業許可証が必要です。
- (5) 申込み多数の場合は、抽選とします。審査・抽選は、主催者が行い決定します。
なお、審査・抽選内容及び結果に対する問い合わせ、異議については一切応じません。
- (6) 出店手続きに必要な書類等は、すべて主催者が指定する期日までに郵送により提出してください（事務局への直接持参は不可）。遅れたり提出の無い場合は、出店辞退として取扱います。
書類提出後は、次の事項を除き申請内容の変更はできません。
◆営業補助者の変更または追加
※新たに従事する者の申請に必要な書類などを速やかに届け出ること
- (7) 出店店舗数が募集店舗数に達しない場合でも、追加募集はいたしません。

4. 出店区画について

加古川まつり花火大会においては、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定します。指定する出店区画以外の場所では、出店は認めません。

出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

万一、販売品目が隣同士で重複した場合にあっても、主催者は出店を辞退する以外苦情等は一切受け付けません。

【 露店出店エリア 】

- (1) 出店区画は、間口 3.6m × 奥行 3.6mとします。
- (2) 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- (3) 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行ってください。
- (4) 休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しない。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- (5) 備品及び商品の保全是出店申請責任者が行うこと。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

5. 店舗の運営について

- (1) 主催者が、加古川まつり花火大会の開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容を変更した場合は、その指示に従ってください。
- (2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、出店許可条件をもとに主催者の指示を遵守して行ってください。
- (3) 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 店舗消灯時間は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、祭りの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
- (5) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (6) 拡声器、マイクなどによる宣伝及び出店区画以外での販売は禁止します。
- (7) 出店スペースでの造作は可能ですが、主催者から別途指示がある場合は撤去、変更について速やかに対応してください。
- (8) 店舗内や発電機・ガスボンベ等の周辺では、喫煙を禁止します。
- (9) 喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
- (10) 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。
- (11) 加古川市火災予防条例(昭和36年条例第30号。以下「火災予防条例」という。)、その他関連法令を遵守してください。

6. 出店者の責任・補償について

- (1) 出店申請責任者、営業補助者は、は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号。以下「加古川市暴力団排除条例」という。)に基づく警察への照会によって許可された者に限ります。
- (2) 店舗内には、責任をもって対応できる従事者を常時配置し、運営スタッフとして、ふさわしい服装、マナーで接してください。
- (3) 出店申請責任者及び営業補助者は他店舗との兼務はできません。また、業務従事者の雇用は労働基準法等関連法令を遵守してください。
- (4) 購入者の苦情などについては、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応してください。

- (5) 食品を販売する出店申請責任者は、食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情などが発生しないように十分注意してください。伝染病疾患や化膿性疾病、下痢などの症状がある場合は、業務に携わらないでください。衛生管理、保険などについては、出店申請責任者の責任において対応してください。
- (6) 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店申請責任者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (7) 主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- (8) 店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。
- (9) 出店商品などの管理、保護については出店申請責任者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (10) 出店に際して生じたトラブルについては、出店申請責任者が一切の責任を負うこと。
- (11) 出店申請責任者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。
- (12) 禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。

7. 衛生・原状回復について

- (1) 調理により発生した汚水、残飯や材料等は出店申請責任者で持ち帰りをお願いします。
- (2) 店舗でゴミ箱の設置をお願いします。飲食等により生じた来場者等からの空容器等のゴミは、各店舗で回収し、出店申請責任者で持ち帰りをお願いします。
- (3) 食品を取り扱う出店申請責任者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従ってください。
- (4) アルコール消毒液などを備え、提供品などを清潔に扱い、従事者の手洗いなど慣行してください。
- (5) 会場内及びその周辺の排水溝などにゴミ・油・残飯などを廃棄しないでください。
- (6) 出店申請責任者は、会場・公共施設を汚さぬよう十分に注意し、出店スペース周辺に油、飲食物による汚れが生じないようにしてください。
- (7) 花火大会終了後は、出店スペース及び周辺の清掃をお願いします。飲食物などにより出店スペースが汚れた場合は、出店申請責任者が責任をもって清掃してください。
- (8) 出店に必要な機材、造作等は全て出店申請責任者が負担をし、花火大会終了後、原状回復してください。

8. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）及び加古川市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力してください。
- (2) 自己（出店申請責任者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
 - ②同一生計者に暴力団員がいる者
 - ③暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに主催者並びに警察に届け出る事

9. 発電機やガスコンロ等の使用について

- (1) 発電機及びガスコンロ等の火気を使用する出店申請責任者は、火災予防条例の規定を遵守し、店舗に必ず1本以上の規定に合った消火器を設置すること。
また、火災発生に備え消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱方法を習熟しておいてください。
- (2) ガソリンの貯蔵・取扱は次の留意事項を厳守して慎重に取り扱い願います。また、開店前に給油を行い原則出店中に給油は行わないでください。
- ①発電機を使用する場合は、火気から2m以上離し、周辺に燃えやすいものが無いことを確認のうえ、設置すること。
 - ②「ガソリン携行缶」から給油するときは、エア調整ネジを緩め、缶内の圧力を抜くこと。
 - ③「ガソリン携行缶」は、高温の所に置かないこと。
 - ④コンロなど火気の近くでは絶対に取り扱わないこと。
 - ⑤発電機等に給油するときは、必ずエンジンを止めること。
 - ⑥直接日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。
- (3) ガスホースは、ガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- (4) プロパンガスボンベを使用する場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。また、火気とは2m以上離して管理してください。
- (5) カセットボンベ式コンロの使用は禁止します。
- (6) 店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用すること。

10. その他

- (1) 本募集要項において、補足の必要が生じた場合は、「加古川まつりホームページ」に適宜掲載します。また、出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で日程変更や開催できない場合、同様にホームページに掲載します。
- (2) 露店の出店について、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品その他の買取等も一切行いません。
- (3) 花火大会当日も含め、申込み後は出店申請責任者の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。
- (4) 本募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。